|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 様式第12号(第5条の4関係) |  |  |  |  |  |  |
| 支給決定取消通知書 |
|  |
|  | 　　第 |  | 号 |
|  |  年 月 日 |
|  |  |
|  |  | 様 |  |  |
|  | 丸亀市福祉事務所長　 |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 児童福祉法第２１条の５の９第１項の規定により、下記のとおり給付決定を取り消しましたので通知します。 |
| 記 |
| 受給者証番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 給付決定保護者氏名 |  |
| 支給決定取消日 | 　 年 月 日 | 給付決定に係る児童氏名 |  |
| 取消理由 |  |
|  |
| 受給者証を丸亀市 　　　部 　　課に返還してください。ただし、既に受給者証を提出されている方は、不要です。 |
| 返還先 | 丸亀市 　　　　部 　　課　住所　香川県丸亀市大手町二丁目４番21号　電話　 |
| 返還期限 | 　　 年 月 日 |
|  |
| 不服申立て及び取消訴訟 |
| １ | この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算し３か月以内に香川県知事に対し審査請求をすることができます。 |
| ２ | また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して６か月以内に丸亀市を被告として（訴訟において丸亀市を代表する者は丸亀市長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の（１）から（３）までのいずれかに該当するときを除く。）でなければ提起することができないこととされています。（１）審査請求があった日から３か月を経過しても裁決がないとき。（２）処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。（３）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 |
| 問い合わせ先 |
| 丸亀市 　　　　部 　　課 |
|  | 住所 | 香川県丸亀市大手町二丁目４番21号 |
|  | 電話 |  |
|  |